

●香川県告示第239号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和7年11月28日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 令和7年11月18日
- 3 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字畔田47番の一部及び48番の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.12メートル及び5.62メートル
延長 59.22メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。